

児童手当・特例給付 現況届の提出をお忘れなく

児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月1日時点の状況を記入した現況届を提出する必要があります。

対象となる人には、現況届の用紙を郵送します。必要事項を記入し、6月30日（火）まで（必着）に同封の返信用封筒で、送付してください。

また、子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里・黒保根支所市民生活課でも受け付けますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、返信用封筒での提出にご協力をお願いします。

現況届を提出しないと、6月分以降の児童手当・特例給付の支給が一時止まってしまうのでご注意ください。

なお、書類の不備などにより手続きに時間がかかる場合があります。早めにご提出ください。

問い合わせ＝子育て支援課（☎47 - 1152）、新里支所市民生活課（☎74 - 2904）、黒保根支所市民生活課（☎96 - 2112）



児童手当現況届で送付する封筒

不妊・不育症治療費の一部を助成

今年度から、申請回数の上限を撤廃しました。

対象＝市内に1年以上居住する、医療保険に加入し、市税などの滞納がない法律上の夫婦

治療期間＝4月1日～令和3年3月31日

助成額

不妊治療費助成金…保険診療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1で、上限10万円。ただし、「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けた場合は、対象医療費総額から県の助成額を差し引いた額の2分の1で、上限10万円。申請は、同じ年度内で1回。

不育症治療費助成金…保険診療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1で、上限20万円。申請は、同じ年度内で1回。

申し込み＝申請書を直接子育て相談課（保健福祉会館1階）または新里・黒保根保健センターへ。申請用紙は子育て相談課、新里・黒保根保健センター、市ホームページにあります。

問い合わせ＝子育て相談課（☎43 - 2000）、新里保健センター（☎74 - 5550）、黒保根保健センター（☎96 - 2266）

後期高齢者医療被保険者証・ 国民健康保険高齢受給者証

後期高齢者医療被保険者証と、国民健康保険高齢受給者証（国民健康保険の70歳から74歳までの人）について引き続き対象となる人には、それぞれ新しい有効期限のものを7月中旬に郵送します。

▶希望者は簡易書留で

後期高齢者医療被保険者証は被保険者ごと、国民健康保険高齢受給者証は世帯ごとに普通郵便で送付しますが、希望する人には簡易書留で送付します。

簡易書留での送付を希望する人は、6月1日（月）から26日（金）まで（土・日曜日は除く）に、電話で申請してください。申請は毎年必要です。

問い合わせ＝後期高齢者医療被保険者証について…医療保険課医療助成係（☎内線260）、国民健康保険高齢受給者証について…医療保険課国保係（☎内線256）



国民健康保険高齢受給者証

国民年金保険料の納付を忘れずに

▶いざというときのために納めましょう

保険料を未納のままにしていると、将来受け取る年金の減額や、年金が受け取れなくなる場合があるほか、障害年金や遺族年金が受けられなくなることがあります。

▶「早割」がお得です

通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」にすることで、1か月当たりの保険料が50円引きになります。一度手続きをすれば、毎月の保険料が指定の預金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れがなくなります。

また、6か月・1年・2年分をまとめて前納するとさらにお得です。

問い合わせ＝市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎44 - 2311）

口から健康プログラムの受付開始

歯科医院で集中的な個別プログラムを実施し、口の働きを維持するための知識と技術を身につけます。

対象＝市内に居住する65歳以上の人のうち、チェックシートで1項目以上に該当する人

申し込み＝登録歯科医院などにあるチェックシートに記入し、該当した場合は予約してください。なお、チェックシートは健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課、両保健センター、各地域包括支援センター、市ホームページにもあります。

回数＝1コース4回※おおむね3か月で終了

受付期間＝6月から12月まで

問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線557）

登録歯科医院一覧

歯科医院名	電話番号	場所
相生なかじま歯科医院	55 - 4677	相生町二丁目
アクツ歯科医院	54 - 4182	相生町二丁目
あずま歯科クリニック	97 - 2575	みどり市東町花輪
MM 歯科・矯正歯科	47 - 6701	広沢町四丁目
大塚歯科クリニック	47 - 3990	天神町三丁目
かねこ歯科医院	44 - 8249	境野町二丁目
金子歯科医院	54 - 3344	相生町五丁目
北川歯科医院	45 - 2085	巴町二丁目
小林歯科医院	22 - 6255	堤町二丁目
小林歯科クリニック	44 - 5333	本町六丁目
坂爪歯科医院	53 - 2540	広沢町三丁目
さくらぎ歯科医院	55 - 5815	相生町一丁目
塩崎歯科医院	22 - 4574	宮前町一丁目
じゅん歯科医院	22 - 8818	菱町二丁目
須永歯科医院	22 - 8410	永楽町
すなが歯科クリニック	30 - 6480	新里町新川
高木歯科医院	47 - 1682	清瀬町
長澤歯科医院	45 - 2446	本町四丁目
ほしの歯科	30 - 3221	境野町二丁目
ますやま歯科医院	44 - 5300	仲町一丁目
松本歯科医院	52 - 7008	広沢町五丁目
松本歯科医院	44 - 3065	琴平町
ミナミ歯科	44 - 7602	新宿二丁目
山崎歯科医院	22 - 4868	永楽町

施設サービス利用時の 食費・居住費を軽減します

介護保険で施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費や居住費は自己負担ですが、次の要件を全て満たす場合、負担限度額まで軽減されます。

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者（内縁関係の人を含む）も市民税非課税
- ③本人および配偶者（内縁関係の人を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、2,000万円以下（配偶者がいない人は1,000万円以下）

▶申請が必要です

対象となる人には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、申請をしてください。

申請＝7月3日（金）から、直接健康長寿課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課へ。

手続きに必要なもの＝介護保険被保険者証、本人と配偶者の預貯金などの資産が分かるもの（通帳や有価証券など）の写し、印、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類

有効期間＝8月1日（土）から令和3年7月31日（土）まで

▶更新手続きが必要です

更新対象の人には、7月上旬までに更新申請書類を郵送します。引き続き要件に該当する人は、8月31日（月）までに、必要書類を直接または郵送（必着）で、健康長寿課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課へ。

問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）



介護保険負担限度額認定証

封筒広告の募集

市民課窓口用封筒に掲載する広告を募集します。

掲載規格＝1枠縦40ミリメートル、横90ミリメートル、黒一色で封筒裏面に掲載

募集枠数＝4枠

金額＝1枠11万6,900円（税込み）

封筒の規格＝長形3号

作成枚数＝5万5,000枚

使用期間＝納品されてから在庫がなくなるまで

応募条件＝納付すべき市税などの滞納がないこと

申し込み＝6月26日（金）までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接市民課（市役所1階）へ提出してください。広告掲載基準、掲載の順位などは、公用封筒広告掲載要綱をご覧ください。申込用紙と公用封筒広告掲載要綱は、市民課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝市民課戸籍係（☎内線243）

市政100周年ロゴマークを公募

桐生市は、令和3年3月1日に市制施行100周年を迎えます。そこで、祝賀の機運を高め市への愛着を深める、未来へのさらなる発展のシンボルとしてのロゴマークを公募します。公募には、クラウドソーシングサービスを利用します。※クラウドソーシングとは、インターネットを利用して不特定多数の人に業務の発注や受注者の募集を行うウェブサービスです。

募集期間＝6月16日(火)～29日(月)

応募方法＝CrowdWorks ^{クラウドワークス} ウェブサイト上で本市が公開する仕事(コンペ形式)から応募。作品は一人何点でも応募可。詳しくは、市ホームページまたは募集期間中にCrowdWorks ウェブサイトをご確認ください。※応募には会員登録が必要

報酬＝採用作品1点…4万円、優秀作品2点…各2万円

問い合わせ＝魅力発信課 PR 戦略担当 (☎内線 507)

CrowdWorks ホームページ▶



桐生厚生総合病院職員募集

▶職種・採用予定人数

管理栄養士、社会福祉士、診療情報管理士、事務＝各若干人

▶受験資格

①年齢要件…管理栄養士、社会福祉士、診療情報管理士＝平成3年4月2日以降に生まれた人／事務＝平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

②資格要件…資格者については当該職種の資格(免許)を持つ人、または令和3年4月1日時点で取得している人※詳しくは採用試験案内をご覧ください

▶試験期日(予定)・内容

管理栄養士＝7月上旬に面接試験などを実施／社会福祉士、診療情報管理士、事務＝7月12日(日)に1次試験(教養試験、適性試験、作文試験)を実施し、合格者に対し2次試験(面接試験)を実施

申し込み＝社会福祉士、診療情報管理士、事務は6月18日(木)まで、管理栄養士は6月22日(月)までに、直接(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間)または郵送(必着)で、桐生厚生総合病院総務課人事係へ。申込用紙は、6月1日(月)から同病院総務課、同病院ホームページにあります。
問い合わせ＝桐生厚生総合病院総務課人事係 (☎44 - 7163)

地震からわが家を守ろう

昭和56年の建築基準法改正よりも前に建てられた木造住宅耐震化のため、耐震診断の結果に応じて改修費などを補助します。

対象住宅①＝昭和56年5月31日以前に着工した、在来軸組み工法地上2階建て以下の、個人が所有する住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)

対象者＝対象住宅に居住する住宅の所有者で、市税などを滞納していない人※受付順に審査し、実施対象者を決定

▶木造住宅耐震診断

募集戸数＝予算の範囲内で5戸程度(先着順)

費用＝診断技術者の交通費として1,000円。資料(建築確認通知書または案内図・平面図)が無い場合は、図面作成料として、実費(9,000円程度)。

申し込み＝6月8日(月)午前10時から9月30日(水)午後3時までに、印と申請書類を持って直接建築指導課(市役所4階)へ。

▶木造住宅耐震補強工事補助

対象住宅②＝上記の対象住宅①を満たし、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅

募集戸数＝予算の範囲内

補助内容＝上部構造評点1.0以上になるための耐震補強工事および工事監理に要する費用の2分の1以内で、限度額は100万円

申し込み＝6月15日(月)午前10時から9月30日(水)午後3時までに、印と申請書類を持って直接建築指導課(市役所4階)へ。

問い合わせ＝建築指導課建築指導係(☎内線 672)

東武・上電ダイヤが改正されます

6月6日(土)より、東武鉄道桐生線と上毛電気鉄道上毛線のダイヤが改正されます。

▶東武鉄道桐生線

午前6時10分赤城駅発の特急りょうもう号浅草行きの運転が開始されます。

▶上毛電気鉄道上毛線

①西桐生駅着の下り始発列車が、大胡駅発から中央前橋駅発に延長されます。

②西桐生駅発の上り最終列車が、大胡駅止まりから中央前橋駅着に延長されます。

問い合わせ＝ダイヤに関する問い合わせ…東武鉄道(☎03 - 5962 - 0102)、上毛電気鉄道(☎027 - 231 - 3597)、その他の問い合わせ…広域連携推進室(☎内線 386)

特定外来生物の駆除にご協力を

問い合わせ＝公園緑地課緑化推進係（☎内線765）

▶クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリの幼虫は、サクラ、ウメ、モモなどの樹木の内部を侵食し、倒木などの被害を起こします。

平成30年6月に太田市内のサクラなどで確認され、今後市内で発見される可能性があります。

被害拡大防止のため、成虫を発見した場合はその場で捕殺してください。また、発見した場合または発生が疑われる場合は、可能な範囲で写真を撮り、公園緑地課緑化推進係へ連絡してください。

飼育や生きたままの運搬、販売、野に放つことなどの行為は法律で禁止されています。

○特徴

- ・成虫は25～40ミリメートル程度
- ・体全体は光沢のある黒色。胸部（首部）が赤色
- ・成虫は5月下旬～8月上旬に現れる
- ・幼虫が侵食した樹木からは大量のかりんとう状のフラス（木くずや排せつ物からなる）を排出する

▶オオキンケイギク

オオキンケイギクは、5月から7月にかけて咲く黄色い花です。観賞などのために輸入されていましたが、繁殖力が非常に強く、在来種を駆逐してしまうため、特定外来生物に指定されました。

オオキンケイギクを見つけたら、根ごと抜きとり、市指定のごみ袋に入れて枯れさせてから、燃えるごみとして出してください。

栽培や運搬などは法律で禁止されています。

○特徴

- ・高さは50～70センチメートル
- ・直径5～7センチメートルの黄色い花を咲かせる
- ・花卉の先端が4～5つに分かれている
- ・葉は細長い楕円形で両面に毛がある
- ・開花時期は5月～7月



クビアカツヤカミキリ



オオキンケイギク

桐生八木節まつり中止のお知らせ

8月7日（金）から9日（日）にかけて開催を予定していた第57回桐生八木節まつりは、市内外から多くの来場者が見込まれるなどの理由から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。

●新里まつり、くろほね夏まつりも中止

8月15日（土）に予定していた第36回新里まつり、15日（土）・16日（日）に予定していた第33回くろほね夏まつりも、同様に中止します。

問い合わせ＝桐生八木節まつり協賛会事務局（観光交流課内、☎内線339）、新里支所地域振興整備課産業振興係（☎74 - 2217）、黒保根支所地域振興整備課産業振興係（☎96 - 2113）

スズメバチの巣の駆除費補助

市の指定業者が駆除した場合に限りますので、駆除を実施する前に、環境課または新里・黒保根支所市民生活課に連絡してください。

対象＝市内に一般住宅または併用住宅を所有し、敷地内のスズメバチの活動巣を駆除しようとする人（同一年度内に1回）

自己負担額＝巣1個当たり6,500円※構造物を壊さなければ駆除できないなど、特別な作業の費用は、別途自己負担していただきます。

申込期限＝12月18日（金）

問い合わせ＝環境課環境保全係（☎内線318・320）

広告